

古河電工健康保険組合保養所利用規程

昭和 40 年 7 月 1 日制定、施行

(目的)

第 1 条 本規程は、古河電工健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者及び被扶養者の健康維持増進に資する為に設けた保養所の利用に関して、組合同約第 6 3 条に基づき定める。

(利用者の特例)

第 2 条 組合の被保険者及び被扶養者以外の者で、保養所を利用できる者の範囲は、理事長が定めるものとする。

(利用手続)

第 3 条 保養所を利用しようとする者は、インターネットによる予約システム「宿帳くん」を通して予約申し込みを行い、保養所管理人の承認を受けるかまたは、保養所管理人への直接電話により予約申し込みを行うものとする。

2 利用承認を受けた者は、指定の日時に保養所に於いて保養所管理人に予約承認メールの写しを利用案内書として提出し、その指示に従い利用する。

(利用料)

第 4 条 利用料については、別に定める。

2 個人利用の利用料清算は、全て現地で現金で行うものとする。

3 健保適用事業所所属部門による研修等の目的による団体利用の利用料清算は、事前に組合が連絡を受けている場合に限り、組合への直納による後納又は前納を認める。

(利用の変更及び中止)

第 5 条 利用期日前に利用人員の変更及び中止する場合は、利用日前日午前 11 時迄に変更又は中止を申出なければならない。

2 第 1 項の場合を除き収納した利用料は返却しない。

3 第 1 項の連絡を怠った場合や期日までに連絡を行わなかった場合には、予約された利用料及び食事費用の請求を行う。

(任意費用の負担)

第 6 条 利用する者の任意による費用は総て利用者負担とする。

(遵守事項)

第7条 保養所を利用する者は下記事項を厳守しなければならない。

1. 火災、盗難の予防に万全を期さなくてはならない。
2. 組合の体面を汚すような行為をしてはならない。
3. 妄りに放歌高吟し、他人に迷惑をかけてはならない。
4. 器物を損壊し、その他乱暴な行為をしてはならない。
5. 風紀秩序を乱してはならない。
6. 利用申込者は利用票記載以外の他人に利用させてはならない。
7. 利用に関しては一切管理人の指示に従わなければならない。

(利用の制限及び損害補償)

第8条 本規程に違背した者は 後の利用を制限又は停止し器物の減失、損壊に対しては実費を弁償させることがある。

(その他)

第9条 本規程に定める以外の利用詳細に関しては、インターネット保養所予約システム「宿帳くん」に掲載するものとする。

附 則

本規程は、昭和40年7月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程変更は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程変更は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程変更は、令和6年4月1日から施行する。